

花巻市男女共同参画審議会公募委員選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、花巻市男女共同参画推進条例(平成18年花巻市条例第 13号)第14条に規定する花巻市男女共同参画審議会委員のうち公募により委嘱する委員(以下「公募委員」という。)の選考について、花巻市審議会等公募委員選考要綱(平成20年花巻市告示第139号。以下「要綱」という。)第5条第2項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 公募委員は、要綱第4条に定める選考委員会において、別表に定める選考基準に照らし適任であると認められる者を各委員の合議により決定する。

(資料の非開示)

第3条 この選考にかかる資料は、非開示とする。

附 則

この要領は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。

別表（第2条関係）

花巻市男女共同参画審議会委員公募委員選考基準

1 選考基準

花巻市審議会等公募委員選考要綱第5条第1項に規定する公募委員の選考に当たっては、多くの市民に参画の機会を確保するとともに、年代、男女のバランス等を総合的に勘案するため、下記のとおり基準を定める。

下記項目について、5点満点で採点を行い、合計点45点を標準とし、これに達しない応募者については、委員として選考しないこととする。なお、選考委員に欠席がある場合は、欠席した委員1人につき15点を標準点から減ずることとする。

評 価 項 目	配 点	採 点
(1) 男女共同参画の推進に主体的に参画していく意欲が感じられるか。	5 点	
(2) 男女共同参画の推進に関して、公正公平な視点に立っているか。	5 点	
(3) 男女の人権が共に尊重されているか。	5 点	
(4) 男女共同参画の特定の分野にこだわらず、より幅広い視野に立っているか。	5 点	
(5) 主張する内容が論理的で一貫性があり、分かりやすいか。	5 点	
合 計	2 5 点	

2 配点内容は下表のとおりとする。

点数	内 容
5 点	優れている
4 点	やや優れている
3 点	普通
2 点	やや劣っている
1 点	劣っている